

海外の携帯電話市場について

国 名	概 要
英 国	<MNO が 4 社から 3 社となることを阻止された事例> 英国の MNO は、O2, Everything Everywhere (EE), Vodafone, Three の 4 社体制であったところ¹、平成 27 年 3 月、Three の親会社である Hutchison が Telefónica から同社の子会社の O2 を買収することで合意した²。 しかし、欧州委員会³は、当該買収が市場における競争自体を減少させ、英国の携帯電話通信設備の発展や MVNO の競争力を妨げ、通信料金の上昇等を招くことに深刻な懸念を抱いていた⁴。そのため、Hutchison は欧州委員会の懸念に対処する改善策として、既存の MVNO の発展を強化したり、新規参入を支援したりすることを目的とし、合併後のネットワーク容量の一部を MVNO の 1 社又は 2 社に提供すること等を提案した⁵。 欧州委員会は、当該問題解消措置では、英国の携帯電話部門の価格、サービスの質、ネットワークの革新に悪影響を及ぼす可能性を防ぐことはできないと結論付け、同国の消費者と通信事業者を保護するため、平成 28 年 5 月、両社の合併を禁止する決定を下した⁶。 前記決定により、MNO 4 社体制から MNO 3 社体制への移行は阻止されたものの、Hutchison は平成 28 年 9 月、欧州連合一般裁判所に申立てを行った⁷。同裁判所は、令和 2 年 5 月、欧州委員会の決定の無効判決を下した⁸が、欧州委員会はこの判決を不服として⁹、同司法裁判所に上訴し、現在係争中である¹⁰。
米 国 ①	<MNO が 4 社から 3 社となることを阻止された事例>

¹ ①欧州委員会 “Mergers: Commission prohibits Hutchison's proposed acquisition of Telefónica UK” (平成 28 年 5 月 11 日) (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_16_1704)

②公正取引委員会 海外当局の動き「欧州委員会、通信業者ハチソンによるテレフォニカ UK の買収計画について禁止する旨公表」(平成 28 年 7 月)

(<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2016eu/201607eu.html>)

² ZDnet “Telefonica sells O2 to Three for £10.25bn” (平成 27 年 3 月 25 日)

(<https://www.zdnet.com/article/telefonica-sells-o2-to-three-for-10-25bn/>)

³ 欧州委員会は、競争法に関する規則等の立案及び理事会が授権した範囲内での制定を行うとともに、EU 機能条約第 101 条（競争制限的協定・協調的行為の規制）及び第 102 条（市場支配的地位の濫用行為の規制）違反を調査し、違反行為に対する排除措置及び制裁金賦課に関する決定を行うほか、企業結合の規制等を行う権限を有する。

⁴ 脚注 1 と同じ。

⁵ 脚注 1 と同じ。

⁶ 脚注 1 と同じ。

⁷ Court of Justice of The European Union, Infocuria case-law “Case Number T-399/16”

(<http://curia.europa.eu/juris/documents.jsf?num=T-399/16>)

⁸ General Court of the European Union, PRESS RELEASE No 65/20, “The General Court annuls the Commission's decision to block the proposed acquisition of Telefónica UK by Hutchison 3G UK in the sector of the mobile telephony market” (令和 2 年 5 月 28 日)

(<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2020-05/cp200065en.pdf>)

⁹ Mobile World Live “EC appeals court ruling on Hutchison, O2 UK merger” (令和 2 年 7 月 30 日)

(<https://www.mobileworldlive.com/featured-content/top-three/ec-challenges-hutchison-o2-uk-merger-in-top-eu-court>)

¹⁰ Thomson Reuter “Commission appeal against General Court judgment annulling Hutchison 3G UK/ Telefonica UK merger decision” (令和 2 年 11 月 16 日) ([https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-028-3625?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-028-3625?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true))

	米国で全国規模のネットワークを有する MNO は、Verizon Wireless, AT&T, T-mobile USA¹¹, Sprint Nextel¹²の 4 社体制であった¹³ところ、平成 23 年 3 月、AT&T が T-mobile USA を買収することで両社会意した¹⁴。 しかし、米国司法省は当該買収が実現すると、同国内における携帯電話による通信サービスの競争自体を減少させ、その結果、通信料金の上昇、サービス品質の低下等を招くと判断した¹⁵。AT&T は、買収による効率性の向上を主張したが、同年 8 月、米国司法省は買収による効率性の向上が競争や消費者に与える実質的な悪影響を上回るものとは認められないとして、買収の差止めを求めて提訴した¹⁶。 同年 12 月、AT&T は、当該買収は困難であるなどに見込み、T-mobile USA の買収を断念した¹⁷。
米 国 ②	<MNO 4 社目の参入を前提とした条件付きの合併承認を行った事例> 平成 30 年 4 月、T-mobile US と Sprint の両社が合併に合意した¹⁸。 米国司法省は、令和元年 7 月、①Sprint のプリペイド式携帯電話事業（Boost mobile 等を含む。）を DISH Network に売却すること、②特定の周波数帯を DISH Network に売却すること、③最低 2 万局の基地局等を DISH Network が入手できるようにすること、④DISH Network が独自の 5 G ネットワークを構築するまでの 7 年間、T-mobile のネットワークにアクセスできるようにすることという条件付きで両社の合併を承認した¹⁹ ²⁰。 また、同年 11 月には、米国連邦通信委員会（FCC）も全国のほとんど

¹¹ 総務省世界情報通信事情 米国（令和 2 年度）（31 頁）

(<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/america/pdf/001.pdf>)

平成 23 年当時の社名は「T-mobile USA」、平成 25 年「T-mobile US」に社名変更。

¹² The Boston Globe "Sprint drops Nextel from company name as SoftBank takes control"（平成 25 年 7 月 12 日）(<https://www.bloomberg.com/news/articles/2013-07-10/sprint-drops-nextel-from-company-name-as-softbank-takes-control>)

平成 23 年当時の社名は「Sprint Nextel」、平成 25 年「Sprint」に社名変更。

¹³ 米国司法省 "Justice Department Files Antitrust Lawsuit to Block AT&T's Acquisition of T-Mobile" a copy of the complaint（2・3 頁）(<https://www.justice.gov/sites/default/files/opa/legacy/2011/08/31/Justice-ATT-T-Mobile-Complaint.pdf>)

¹⁴ The New York Times "AT&T to Buy T-Mobile USA for \$39 Billion"（平成 23 年 3 月 20 日）

(<https://dealbook.nytimes.com/2011/03/20/att-to-buy-t-mobile-usa-for-39-billion/>)

¹⁵ 米国司法省 "Justice Department Files Antitrust Lawsuit to Block AT&T's Acquisition of T-Mobile"（平成 23 年 8 月 31 日）(<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-files-antitrust-lawsuit-block-att-s-acquisition-t-mobile>)

¹⁶ 脚注 15 と同じ。

¹⁷ CNET Japan 「AT&T、T-Mobile USA 買収を断念--違約金 40 億ドルを費用計上へ」（平成 23 年 12 月 20 日）(<https://japan.cnet.com/article/35012268/>)

¹⁸ T-mobile "T-Mobile and Sprint to Combine, Accelerating 5G Innovation & Increasing Competition"（平成 30 年 4 月 29 日）(<https://www.t-mobile.com/news/press/5gforall>)

¹⁹ 日本経済新聞「米司法省、スプリント・T モバイル合併を承認」（令和元年 7 月 27 日）

(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO47867680X20C19A7000000/>)

²⁰ ①米国司法省 "Justice Department Settles with T-Mobile and Sprint in Their Proposed Merger by Requiring a Package of Divestitures to Dish"（令和元年 7 月 26 日）(<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-settles-t-mobile-and-sprint-their-proposed-merger-requiring-package>)

②公正取引委員会 海外当局の動き「司法省は、T-Mobile 及び Sprint の企業結合計画を条件付きで承認」（令和元年 10 月）(<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/usa/2019usa/201910us.html>)

	全ての地域において 5 G サービスを展開すること等の条件付きで合併を承認した²¹。 これにより、DISH Network は新たな 4 社目の MNO として参入することが決まり²²、令和 2 年 4 月、T-mobile US と Sprint は合併手続を完了し、合併後の社名は「T-mobile」となった²³。 なお、DISH Network は、本格的な 4 社目の MNO として参入するに先立って、令和 2 年 7 月に、プリペイド式携帯電話事業（Boost mobile）を T-mobile から取得した²⁴。
ドイツ	<MNO 4 社目の参入を前提とした条件付きの合併承認を行った事例> ドイツの MNO は、Vodafone、Deutsche Telekom、Telefónica Deutschland、E-Plus の 4 社体制であったところ²⁵、平成 25 年 7 月、Telefónica Deutschland が E-Plus を買収すると発表した²⁶。 欧州委員会は Telefónica Deutschland による E-Plus の買収が通信料金の上昇と競争自体の減少等を招くことを懸念した²⁷。Telefónica Deutschland は、欧州委員会の懸念を解消するため、①合併会社のネットワーク容量の最大 30% を国内の最大 3 社の MVNO に固定額で販売すること、②自社の保有する周波数帯を新規参入する MNO 又は①によりネットワーク容量を獲得した既存の MVNO に売却すること、③ Telefónica Deutschland 及び E-Plus と卸売契約を締結する既存の MVNO との契約を延長し、4 G の卸売を提供することを誓約した²⁸。 欧州委員会は、これらの誓約が完全に履行されることを条件として買収を承認した²⁹ため、平成 26 年 10 月、Telefónica Deutschland は E-Plus の買収を完了した³⁰。 その後、MNO 3 社体制となっていたものの、平成 31 年 3 月から同年 6 月にかけて、5 G 用周波数（2 GHz／3.6GHz 帯）オークションが実施され、既存の通信事業者である Vodafone、Deutsche Telekom、Telefónica

²¹ 米国連邦通信委員会 News release “FCC approves merger of T-mobile and Spint”（令和元年 11 月 5 日）（<https://docs.fcc.gov/public/attachments/DOC-360637A1.pdf>）

²² Fierce Wireless “Dish gets its day in the sun, becomes No.4 US wireless carrier”（令和 2 年 2 月 11 日）（<https://www.fiercewireless.com/operators/dish-gets-its-day-sun-becomes-no-4-us-wireless-carrier>）

²³ T-mobile “T-Mobile Completes Merger with Sprint to Create the New T-Mobile”（令和 2 年 4 月 1 日）（<https://www.t-mobile.com/news/un-carrier/t-mobile-sprint-one-company>）

²⁴ THE VERGE “Dish now owns Boost Mobile, following sale from T-Mobile”（令和 2 年 7 月 1 日）（<https://www.theverge.com/2020/7/1/21309968/dish-boost-sprint-tmobile-acquisition-spinoff-closes-prepaid>）

²⁵ 総務省世界情報通信事情 ドイツ（令和 2 年度）（<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/germany/detail.html#mobile>）

²⁶ Wireless Wire News 「テレフォニカ、ドイツのイープラスを買収へ - 傘下の O2 と統合、独最大の携帯電話事業者に」（平成 25 年 7 月 25 日）（<https://wirelesswire.jp/2013/07/43274/>）

²⁷ 欧州委員会 “Mergers: Commission clears acquisition of E-Plus by Telefónica Deutschland, subject to conditions”（平成 26 年 7 月 2 日）（https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_14_771）

²⁸ 脚注 27 と同じ。

²⁹ 脚注 27 と同じ。

³⁰ Telefónica Deutschland “Telefónica Deutschland Holding AG: Telefónica Deutschland completes acquisition of E-Plus Group”（平成 26 年 10 月 1 日）（<https://www.telefonica.de/news/investor-relationships-en/2014/10/dgap-news-telefonica-deutschland-holding-ag-telefonica-deutschland-completes-acquisition-of-e-plus-group.html>）

	Deutschland に加え、1&1 Drillisch が5 G周波数を落札した ³¹⁾ 。この結果、1&1 Drillisch は5 Gネットワークを立ち上げる予定である ³²⁾ 。
イタリア①	＜MNO 4 社目の参入を前提とした条件付きの合併承認を行った事例＞ イタリアの MNO は、TIM, Vodafone, WIND, H3G の4 社体制であったところ、平成 27 年 8 月、WIND の親会社である VimpelCom と H3G の親会社である Hutchison は、WIND と H3G を合併させることで合意した³³⁾。 欧州委員会は、WIND と H3G の合併が移動体通信サービス市場における通信料金等の上昇、競争自体の減少等を招くことを懸念した³⁴⁾。VimpelCom 及び Hutchison は、欧州委員会の懸念を解消すべく、新たな通信事業者が第 4 の MNO として参入するために十分な資産を売却するなどの問題解消措置を提案した³⁵⁾。 欧州委員会は、当該問題解消措置が新たな MNO として Iliad を市場に参入させることを保証するものであり、懸念に対応していると判断したため、平成 28 年 9 月に合併を承認した³⁶⁾。これにより、一時的には MNO 3 社体制となったが、平成 30 年 5 月、Iliad が4 社目の MNO として参入したことで、再び MNO 4 社体制となった³⁷⁾。
イタリア②	＜MNO 3 社から 4 社になったことで競争が活発になった事例＞ 平成 29 年、既存の MNO 3 社のうち、TIM は Iliad の参入に対抗するため、低価格ブランドの Kena Mobile を立ち上げた³⁸⁾。また、平成 30 年には Vodafone が Iliad と Kena Mobile に対抗するため、低価格ブランドの「ho」を立ち上げた³⁹⁾。
フランス	＜MNO 3 社から 4 社になったことで競争が活発になった事例＞ フランスの MNO は、Orange, SFR, Bouygues Telecom の3 社によ

³¹⁾ 総務省世界情報通信事情 ドイツ（令和 2 年度）（18 頁）

（<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/germany/pdf/049.pdf>）

³²⁾ RCRwirelessNews “COVID-19 delays 1&1 Drillisch’s 5G network rollout in Germany: Report”（令和 2 年 3 月 31 日）（<https://www.rcrwireless.com/20200331/5g/covid-19-delays-drillisch-5g-network-rollout-germany-report>）

³³⁾ blog of mobile「イタリアの 3 Italia と Wind が統合で合意、イタリア最大級の携帯電話キャリアが誕生へ」（平成 27 年 8 月 6 日）（<http://blogofmobile.com/article/43057>）

³⁴⁾ ①欧州委員会 “Mergers: Commission approves Hutchison/VimpelCom joint venture in Italy, subject to conditions”（平成 28 年 9 月 1 日）（https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_16_2932）

②公正取引委員会 海外当局の動き「欧州委員会、ハチソンとビンペルコムによる、イタリアでの電気通信事業合併会社設立について、新規参入者（フランスの通信事業者イリアド）への十分な資産売却を条件として承認」（平成 28 年 11 月）（<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2016eu/201611eu.html>）

³⁵⁾ 脚注 34 と同じ。

³⁶⁾ 脚注 34 と同じ。

³⁷⁾ blog of mobile「イタリアで Iliad Italia が第 4 の携帯電話事業者としてサービス開始」（平成 30 年 5 月 30 日）（<http://blogofmobile.com/article/103659>）

³⁸⁾ ロイター通信 “Telecom Italia prepares for Iliad fight with no-frills mobile website”（平成 29 年 3 月 30 日）（<https://jp.reuters.com/article/telecomitalia-kena/telecom-italia-prepares-for-iliad-fight-with-no-frills-mobile-website-idUKL5N1H66ND>）

³⁹⁾ Telecompaper “Vodafone Italia launches ‘Ho’ discount brand with 30GB for EUR 7/mth”（平成 30 年 6 月 25 日）（<https://www.telecompaper.com/news/vodafone-italia-launches-ho-discount-brand-with-30gb-for-eur-7mth--1249815>）

	る寡占体制であった⁴⁰。 平成 24 年 1 月、Free Mobile が 4 社目の MNO として参入した⁴¹ところ、同社は、サービス開始当時の既存の MNO 3 社の中心的なプランに比べ、データ利用量等が同条件の場合は月額料金が約半分であるなど、徹底した低料金戦略であった⁴²。これにより、利用者が急激に増加し、同社の移動体通信市場シェアは平成 25 年 12 月には 10%を超えた⁴³。 Free Mobile の参入を受けて、平成 23 年に Orange は Sosh, SFR は RED, Bouygues Telecom は B&YOU という低価格ブランドを立ち上げた⁴⁴。また、Free Mobile の MNO 参入以後、移動体通信市場における平均月額料金は低下した⁴⁵。
カナダ	カナダにおいて、全国規模で事業を行う MNO は、Bell Canada, Telus, Rogers Communications の 3 社体制となっている⁴⁶。
韓 国	韓国の MNO は、SK Telecom, KT, LG U+の 3 社体制となっている⁴⁷。

⁴⁰ 経済協力開発機構日本政府代表部一等書記官 川崎豊「海外だより『フランスの MNO』」「公正取引」No.843-2021.1 (61 頁)

⁴¹ 総務省世界情報通信事情 フランス (令和 2 年度) (22 頁)

(<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/french/pdf/033.pdf>)

⁴² 一般財団法人マルチメディア振興センター (FMMC) 情報通信研究部上席研究員 黒川綾子「フリー・モバイルの 2013・2014 年の仏移動体通信市場への影響」『FMMC 研究員レポート』No. 3 (1～3 頁) (平成 26 年 6 月) (http://www.fmmc.or.jp/Portals/0/resources/ann/report_france_20140630.pdf)

⁴³ 脚注 42 と同じ。

⁴⁴ KDDI 総研 特別研究員 服部まや「フランス携帯電話市場の最新動向 ～第 4 の携帯事業者 Free Mobile 参入のインパクト～」『KDDI 総研 R&A』平成 24 年 7 月号 4-2-1 (13 頁)

⁴⁵ 脚注 42 と同じ。

⁴⁶ 総務省世界情報通信事情 カナダ (令和元年度)

(<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/canada/detail.html#mobile>)

⁴⁷ 総務省世界情報通信事情 韓国 (令和 2 年度)

(<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/korea/detail.html#mobile>)